

(4) 就労に向けた各種訓練の推進

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局においては、一般就労を希望する障害のある人に対して、就労に必要な知識や技能を獲得させるため、障害福祉サービス（就労移行支援）を実施している。身体障害、高次脳機能障害又は発達障害のある人には、生産活動、職業体験等の必要な訓練を、視覚に障害のある人には、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格取得のための教育訓練をそれぞれ行い、就労に関する相談や支援を通じて、障害のある人の適性に見合った職場への就労とその定着を支援している。

(5) 障害のある人の創業・起業等の支援

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯、障害者世帯等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的に、都道府県社会福祉協議会を実施主体として運営されている。本制度の資金種類の1つとして、「福祉資金」が設けられており、障害者世帯が生業を営むために必要な経費や技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費等の貸付を行っている。

また、経済産業省では、地域経済を活性化させるため、「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）の認定市区町村（2019年12月現在で1,443市区町村）において、新たに創業を行う者に対して、ワンストップで支援する体制を整備するとともに、予算措置に加え税制面の優遇、融資制度などの支援策を行っており、障害のある人も活用できる制度となっている。

企業における障害のある社員の活躍

経済産業省では、多様な人材の能力を最大限引き出し、経営成果につなげている企業を「新・ダイバーシティ経営企業100選」として選定するとともに特に先駆的な取組を行っている企業を「100選プライム」に選定している。2019年度に「新・ダイバーシティ経営企業100選」として選定した企業において、障害のある社員が活躍している事例を紹介する。

〈事例1〉 障害のある社員の適性に応じた配置で効果的な分業体制を構築



株式会社杵目金屋

発達障害のあるA氏は2016年入社で、現在発送部門のラインで仕事を行っている。最終的に仕上がった商品の一つ一つ丁寧に正確に梱包する姿が、他の社員や販売スタッフにも感銘を与えている。また、適性に依りて業務を割り振るようになったことで、社員がものづくりに集中できる環境にもつながり、制作工程全体の適材適所が実現されるようになってきた。

〈事例2〉 特性を見極めた業務とのマッチングで部内の生産性向上に大きく貢献



京阪ホテルズ&リゾート株式会社

自閉症スペクトラムのB氏は同社のトライアル雇用を経て2019年3月に入社した。一つのことに高い集中力を発揮し、丁寧にスピード感をもって取り組むことに長けており、料飲部のスタッフとして、ホテル内各店舗のナフキン折作業を一手に引き受けている。これにより、部内の他のスタッフの折作業のための残業はゼロになり、また、黙々と業務を仕上げているB氏の姿に触発されて、他のスタッフのモチベーションも高まっている。

(6) 障害者の就労支援における農福連携

障害者就労施設において、稲作や野菜、果樹、花き、畜産、農産加工や販売等、幅広い分野で農業活動等が取り組まれている。農業を通じて高い賃金・工賃を実現している事業所もあり、障害のある人の就労機会の確保や賃金・工賃の向上といった面のみならず、地域の農業における労働力不足への対応といった面でも意味のある取組であり、農業と福祉の連携の推進を図ることは重要となっている。

このため、農林水産省では、障害のある人の農業分野における雇用・就労の促進のため、農業用ハウスや加工・販売施設の整備、障害のある人を受け入れる際に必要となる休憩所や手すり等の安全設備の整備、障害のある人が農業技術を取得するための研修、障害のある人の農業分野での定着を支援する専門人材の育成等の取組を支援している。

一方、厚生労働省では、農福連携による障害のある人の就労支援を推進する取組として、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援事業所に対する農業に係る指導・助言や6次産業化の推進を支援するための専門家の派遣、農業に取り組む就労継続支援事業所における農福連携マルシェ（市場）の開催等を支援している。2016年度は28府県、2017年度は40道府県、2018年度は42道府県、2019年度は46道府県で支援を実施した。

これらの取組を通じて、関係省庁が連携しつつ、優良事例や支援策の周知を含め積極的に情報発信を行い、農業と福祉の連携や、それを通じた障害のある人の賃金・工賃の向上の推進に取り組むこととしている。

さらに、農福連携について、全国的な機運の醸成を図り、今後強力に推進していく方策を検討するため、2019年4月に省庁横断の会議として「農福連携等推進会議」を設置し、同年6月の第2回会議において、農福連携を推進するための取組をまとめた「農福連携等推進ビジョン」を策定し、当該取組を関係省庁等と連携して実施している。

図表 9-15

農福連携等推進ビジョン（概要）

（2019年6月4日農福連携等推進会議決定）

<p>I 農福連携等の推進に向けて</p> <p>農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組 年々高齢化している農業現場での貴重な働き手となること、障害者の生活の質の向上等が期待</p> <p>農福連携は、様々な目的の下で取組が展開されており、これらが多様な効果を発揮されることが求められること 持続的に実施するには、農福連携に取り組む農業経営が経済活動として発展していくことが重要で、個々の取組が地域の農業、日本の農業・国土を支える力になることを期待</p> <p>農福連携を全国的に広く展開し、裾野を広げていくには「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていかない」といった課題に対し、官民挙げて取組を推進していく必要</p> <p>また、ユニバーサルな取組として、高齢者、生活困窮者等の就労・社会参画支援や犯罪・非行をした者の立ち直り支援等、様々な分野にウイングを広げ、地域共生社会の実現を図ることが重要（SDGsにも通じるもの）</p> <p>農福連携等の推進については、引き続き、関係省庁等による連携を強化</p> <p>II 農福連携を推進するためのアクション</p> <p>目標：農福連携等に取り組む主体を新たに3,000創出*</p> <p>1 認知度の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 定量的なデータを収集・解析し、農福連携のメリットを客観的に提示 優良事例をとりまとめ、各地の様々な取組内容を分かりやすく情報発信 農福連携で生産された商品の消費者向けキャンペーン等のPR活動 農福連携マルシェなど2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に合わせた戦略的プロモーションの実施 <p>2 取組の促進</p> <p>○ 農福連携に取り組む機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ワンストップで相談できる窓口体制の整備 スタートアップマニュアルの作成 試験的に農作業委託等を短期間行う「お試しノック」の仕組みの構築 特別支援学校における農業実習の充実 農業分野における公的職業訓練の推進 	<p>○ ニーズをつなぐマッチングの仕組み等の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営体と障害者就労施設等のニーズをマッチングする仕組み等の構築 コーディネーターの育成・普及 ハローワーク等関係者における連携強化を通じた、農業分野での障害者雇用の推進 <p>○ 障害者が働きやすい環境の整備と専門人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業法人等への障害者の就職・研修等の推進と、障害者を新たに雇用して行う実践的な研修の推進 障害者の作業をサポートする機械器具、スマート農業の技術等の活用 全国共通の枠組みとして農業版ジョブコーチの仕組みの構築 農林水産研修所等による農業版ジョブコーチ等の育成の推進 農業大学校や農業高校等において農福連携を学ぶ取組の推進 障害者就労施設等における工賃・賃金向上の支援の強化 <p>○ 農福連携に取り組む経営の発展</p> <ul style="list-style-type: none"> 農福連携を行う農業経営体等の収益力強化等の経営発展を目指す取組の推進 農福連携の特色を生かした6次産業化の推進 障害者就労施設等への経営指導 農福連携でのGAPの実施の推進 <p>3 取組の輪の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 各界関係者が参加するコンソーシアムの設置、優良事例の表彰・横展開 障害者優先調達推進法の推進とともに、関係団体等による農福連携の横展開等の推進への期待 <p>III 農福連携の広がり推進</p> <p>「農」と「福」のそれぞれの広がり推進し、農福連携等を地域づくりのキーワードに据え、地域共生社会の実現へ</p> <p>1 「農」の広がりへの支援</p> <p>林業及び水産業において、特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、障害特性等に応じた、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進、林・水産業等向け障害者就労のモデル事業の創設</p> <p>2 「福」の広がりへの支援</p> <p>高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の働きづらさや生きづらさを感じている者の就労・社会参画の機会の確保や、犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組の推進</p>
---	--

※ 2024年度までの目標

資料：厚生労働省

TOPICS

障害者の就労支援における農福連携

障害者就労施設では、稲作や野菜、果樹、花き、畜産、農産加工や販売等、幅広い分野で農業活動等に取り組んでおり、その中には、農業を通じて高い賃金・工賃を実現している事業所もある。こうした取組は、障害のある人の就労機会の確保や賃金・工賃の向上といった面のみならず、労働力不足や過疎化といった問題を抱える農業・農村にとっても、働き手の確保や地域農業の維持、さらには地域活性化にもつながることから、農業と福祉の連携の一層の推進が求められている。

厚生労働省では、農福連携による障害のある人の就労支援を推進する取組として、農業分野に取り組もうとする就労継続支援事業所に対して、農業分野の専門家を派遣し、農業に関する知識・技術の習得や6次産業化の推進に向けた助言・指導を行うとともに、都道府県において農業に取り組む就労継続支援事業所が参加する農福連携マルシェ（市場）の開催等を支援している。

農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

事業の趣旨	2019年度予算額 269,310千円 → 2020年度予算額 279,310千円 差引増▲減額 +10,000千円 (地域生活支援促進事業)
農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。	
実施主体	都道府県 ※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可
補助内容・補助率	工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○農福連携推進事業 農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。 ○農福連携マルシェ開催支援事業【拡充】 農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に合わせて、ブロック単位でも開催できるよう拡充） ○意識啓発等 農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。 ○マッチング支援 農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

＜事業のスキーム＞

```

                graph TD
                A[厚生労働省] -- 補助 補助率:10/10 --> B[都道府県]
                B --> C[農福連携マルシェの開催 ※委託による実施可]
                B --> D[専門家の派遣等の支援等 ※委託による実施可]
                C --> E[障害者就労施設]
                D --> E
                E --> F[農業の取組推進⇒6次産業化]
                F --> G[農福連携マルシェへの参加]
                G --> C
            
```

実際に、付加価値の高い農作物を生産し、加工・販売まで手がけること（6次産業化）によって高い工賃を実現している事業所や、障害者の特性に応じた仕事を開発することで、より多くの障害者の雇用や福祉的就労につなげ、地域の農家とつながることにより地域活性化や地方創生にも資する事例もある。

厚生労働省では、農林水産省と連携し、これらの優良事例や支援策の周知を含め積極的に情報発信を行い、農業と福祉の連携や、それを通じた障害のある人の賃金・工賃の向上の推進に取り組むこととしている。

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
補章
参考資料

農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家とつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もできている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1) (社福)進和学園(神奈川県)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、**県内農産物を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取り組む。**
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 2018年度の平均月額賃金: 約15万円
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。



(事例2) (株)九神ファームめむろ(北海道)

- 就労継続支援A型事業所として、**農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。**A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 2018年度の平均月額賃金: 約11万円



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1) (社福)こころん(福島県)

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する**養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作り**を行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上確保に努めている。**外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。**
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の**農家から請負で作業を行う「施設外就労」に**取り組むことで、**地域の農業を支えている。**
- 2018年度の平均月額工賃: 約2万2千円



資料: 厚生労働省